

## むつ市議会第 266 回定例会提案理由(3)



ただいま追加上程されました 5 議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 90 号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額並びに通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するためのものであります。

次に、議案第 91 号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 92 号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これら 2 議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第 93 号 むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、こども・子育て会議が児童福祉審議会の事務を行うことができるようすることにより、所管行政庁が行った虐待に関する措置の内容等の報告先を、こども・子育て施策等に関し専門的知見を有するこども・子育て会議とするためのものであります。

次に、議案第 94 号 令和 7 年度むつ市一般会計補正予算についてですが、本案は、5 億 7, 855 万 7, 000 円の増額補正であります。これにより補正後の歳入歳出予算総額は、425 億 9, 525 万 2, 000 円となります。

まず、歳出の主なものについてですが、各款にわたり職員の給与改定、配置換え等に伴う給与費の増減調整をしております。

次に、歳入の主なものについてですが、決算見込みによる市税増額分を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、地域振興基金及び財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました 5 議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質

間により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。



# むつ市議会第266回定例会議案（3）



目 次

議案第 90 号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 91 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 92 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	25
議案第 93 号	むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例	27
議案第 94 号	令和 7 年度むつ市一般会計補正予算	29



議案第90号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額並びに通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するためのものである。

## むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の110」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
定年前	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
再任用	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
短時間	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
勤務職	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
員以外	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
の職員	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800

	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000				
	87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400				
	88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800				
	89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100				

	90	267,400	307,000	357,100	398,600			
	91	267,700	307,300	357,500	399,000			
	92	268,000	307,600	357,900	399,400			
	93	268,300	307,800	358,100	399,700			
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条から第23条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
定年前	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
再任用	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
短時間	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
勤務職	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
員以外	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
の職員	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500

	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	403, 700
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	404, 100
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	404, 500
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700	404, 900
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000	405, 400
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300	405, 800
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600	406, 200
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000	406, 600
	86		303, 000	341, 100	362, 300	
	87		303, 200	341, 400	362, 600	

	88		303, 400	341, 700	362, 900	
	89		303, 800	342, 000	363, 300	
	90		304, 000	342, 200	363, 600	
	91		304, 200	342, 600	363, 800	
	92		304, 400	342, 900	364, 100	
	93		304, 800	343, 100	364, 400	
	94		305, 000	343, 400	364, 800	
	95		305, 200	343, 700	365, 200	
	96		305, 500	343, 900	365, 600	
	97		305, 800	344, 100	366, 100	
	98		306, 000	344, 400	366, 500	
	99		306, 200	344, 700	366, 900	
	100		306, 500	344, 900	367, 300	
	101		306, 800	345, 100	367, 800	
	102		307, 000	345, 300		
	103		307, 200	345, 700		
	104		307, 500	345, 900		
	105		307, 800	346, 100		
	106			346, 400		
	107			346, 800		
	108			347, 200		
	109			347, 400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 201, 300	円 227, 900	円 257, 300	円 271, 300	円 297, 800

備考 この表は、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
定年前	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
再任用	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
短時間	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
勤務職	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
員以外	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
の職員	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700

	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	

91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	306, 500	337, 800	372, 400		
111	306, 700	338, 100	372, 900		
112	307, 000	338, 400	373, 300		
113	307, 300	338, 700	373, 700		
114	307, 500	339, 100	374, 100		
115	307, 800	339, 400	374, 600		
116	308, 000	339, 700	375, 100		
117	308, 300	339, 900	375, 500		
118	308, 500	340, 200	376, 000		
119	308, 800	340, 500	376, 500		
120	309, 100	340, 700	377, 000		
121	309, 400	340, 900	377, 300		
122	309, 700	341, 200			
123	310, 000	341, 500			
124	310, 300	341, 800			
125	310, 500	342, 000			
126	310, 700	342, 300			
127	311, 000	342, 600			
128	311, 400	342, 800			
129	311, 600	343, 000			
130	311, 900	343, 200			
131	312, 200	343, 500			
132	312, 600	343, 700			
133	312, 800	344, 000			
134	313, 100	344, 400			
135	313, 400	344, 800			
136	313, 700	345, 200			
137	313, 900	345, 500			
138	314, 200	345, 900			

	139	314,500	346,300			
	140	314,800	346,700			
	141	315,000	347,000			
	142	315,300	347,400			
	143	315,700	347,700			
	144	316,000	348,100			
	145	316,200	348,400			
	146	316,400	348,800			
	147	316,700	349,200			
	148	317,000	349,600			
	149	317,200	349,900			
	150	317,400	350,300			
	151	317,700	350,700			
	152	318,000	351,100			
	153	318,400	351,400			
	154	318,600				
	155	318,800				
	156	319,100				
	157	319,400				
	158	319,700				
	159	320,000				
	160	320,300				
	161	320,700				
	162	321,000				
	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第3条関係）

## 教育行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	234,000	361,900	448,100
	2	236,400	363,400	449,400
	3	238,800	364,900	450,600
	4	241,300	366,300	451,900
	5	243,700	367,700	453,000
	6	246,100	369,000	454,100
	7	248,500	370,300	455,300
	8	251,000	371,700	456,500
	9	253,400	373,100	457,800
	10	255,000	374,400	459,000
	11	256,600	375,700	460,100
	12	258,200	376,900	461,200
定年前	13	259,800	378,100	462,400
再任用	14	261,200	379,400	463,200
短時間	15	262,600	380,600	464,000
勤務職	16	264,000	381,800	464,900
員以外	17	265,400	382,800	465,800
の職員	18	266,600	384,000	466,200
	19	267,800	385,200	466,700
	20	269,000	386,300	467,200
	21	270,300	387,300	467,700
	22	271,400	388,500	
	23	272,500	389,700	
	24	273,700	390,800	
	25	275,000	391,800	
	26	276,700	393,000	
	27	278,400	394,100	
	28	280,100	395,200	
	29	281,800	396,300	
	30	283,800	397,500	
	31	286,000	398,700	
	32	288,200	399,800	
	33	290,400	400,800	
	34	292,600	401,900	
	35	294,800	403,100	
	36	296,900	404,300	
	37	298,900	405,500	
	38	300,800	406,800	
	39	302,700	407,900	
	40	304,500	409,100	

	41	306, 300	410, 200	
	42	308, 200	411, 500	
	43	310, 000	412, 500	
	44	311, 700	413, 600	
	45	313, 400	414, 800	
	46	315, 200	416, 000	
	47	316, 900	417, 200	
	48	318, 500	418, 400	
	49	320, 100	419, 500	
	50	321, 800	420, 500	
	51	323, 600	421, 800	
	52	325, 300	423, 000	
	53	326, 600	424, 200	
	54	328, 500	425, 300	
	55	330, 300	426, 400	
	56	332, 000	427, 500	
	57	333, 600	428, 500	
	58	335, 500	429, 700	
	59	337, 200	430, 900	
	60	338, 900	432, 100	
	61	340, 600	432, 700	
	62	342, 300	433, 500	
	63	344, 000	434, 200	
	64	345, 700	434, 700	
	65	347, 400	435, 000	
	66	348, 700	435, 300	
	67	350, 000	435, 700	
	68	351, 300	436, 100	
	69	352, 800	436, 400	
	70	354, 300	436, 800	
	71	355, 800	437, 100	
	72	357, 300	437, 400	
	73	358, 600	437, 700	
	74	360, 100	438, 000	
	75	361, 600	438, 300	
	76	363, 000	438, 600	
	77	364, 400	438, 800	
	78	365, 900	439, 100	
	79	367, 400	439, 400	
	80	368, 900	439, 600	
	81	370, 200	439, 800	
	82	371, 500		
	83	372, 800		
	84	374, 000		
	85	375, 200		
	86	376, 400		
	87	377, 500		
	88	378, 600		

	89	379, 600	
	90	380, 700	
	91	381, 800	
	92	382, 900	
	93	384, 000	
	94	385, 100	
	95	386, 100	
	96	387, 200	
	97	388, 200	
	98	389, 200	
	99	390, 100	
	100	391, 000	
	101	391, 800	
	102	392, 800	
	103	393, 600	
	104	394, 500	
	105	395, 300	
	106	396, 200	
	107	397, 100	
	108	398, 000	
	109	398, 800	
	110	399, 800	
	111	400, 700	
	112	401, 600	
	113	402, 200	
	114	403, 100	
	115	404, 000	
	116	404, 900	
	117	405, 700	
	118	406, 400	
	119	407, 200	
	120	408, 000	
	121	408, 600	
	122	409, 300	
	123	410, 000	
	124	410, 600	
	125	411, 200	
	126	411, 900	
	127	412, 400	
	128	413, 000	
	129	413, 600	
	130	414, 200	
	131	414, 700	
	132	415, 200	
	133	415, 500	
	134	415, 800	
	135	416, 000	
	136	416, 300	

	137	416, 600		
	138	416, 900		
	139	417, 200		
	140	417, 500		
	141	417, 800		
	142	418, 100		
	143	418, 400		
	144	418, 700		
	145	418, 900		
	146	419, 200		
	147	419, 500		
	148	419, 700		
	149	419, 900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 285, 800	円 341, 600	円 425, 600

備考 この表は、教育委員会事務局等に勤務する指導主事のうち公立学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号ア中「1万8,900円」を「2万1,700円」に改め、同号イ中「4万4,000円」を「6万4,200円」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「前項の」を「前2項の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月

- 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。  
(規則への委任)
- 4 前項に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第91号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第92号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### (期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

## 議案第93号

### むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例

むつ市こども・子育て会議条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

#### 提案理由

こども・子育て会議が児童福祉審議会の事務を行うようにすることにより、所管行政庁が行った虐待に関する措置の内容等の報告先を、こども・子育て施策等に関し専門的知見を有するこども・子育て会議とするためのものである。

## むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例

むつ市こども・子育て会議条例（平成25年むつ市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項」を「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項」に改める。

第2条中「及び支援法」を「、支援法及び児童福祉法」に改める。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項に関すること。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

(予算書別紙)

議案第94号

令和7年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市



## 令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,595,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出

むつ市長 山本知也

第1表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 稅		5,993,282	250,000	6,243,282
	1. 市 民 稅	2,808,052	11,600	2,819,652
	2. 固 定 資 産 稅	2,267,474	238,400	2,505,874
15. 国 庫 支 出 金		8,648,329	99	8,648,428
	2. 国 庫 補 助 金	4,131,944	99	4,132,043
16. 県 支 出 金		3,767,088	24	3,767,112
	2. 県 補 助 金	2,054,821	24	2,054,845
19. 繰 入 金		1,515,442	328,389	1,843,831
	1. 基 金 繰 入 金	1,515,211	328,389	1,843,600
20. 諸 収 入		3,000,481	45	3,000,526
	4. 受 託 事 業 収 入	60,649	45	60,694
歳 入 合 計		42,016,695	578,557	42,595,252

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		234, 682	4, 582	239, 264
	1. 議 会 費	234, 682	4, 582	239, 264
2. 総 務 費		6, 266, 992	306, 715	6, 573, 707
	1. 総 務 管 理 費	5, 486, 147	287, 234	5, 773, 381
	2. 徴 税 費	330, 896	15, 597	346, 493
	3. 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	270, 107	△ 5, 453	264, 654
	4. 選 挙 費	85, 762	△ 1, 528	84, 234
	5. 統 計 調 査 費	54, 548	9, 294	63, 842
	6. 監 査 委 員 費	39, 532	1, 571	41, 103
3. 民 生 費		10, 587, 622	△ 13, 598	10, 574, 024
	1. 社 会 福 祉 費	3, 054, 839	△ 28, 590	3, 026, 249
	2. 老 人 福 祉 費	1, 293, 675	11, 999	1, 305, 674
	3. 児 童 福 祉 費	3, 863, 194	3, 184	3, 866, 378
	4. 生 活 保 護 費	2, 375, 914	△ 191	2, 375, 723
4. 衛 生 費		3, 888, 084	21, 744	3, 909, 828
	1. 保 健 衛 生 費	2, 241, 003	18, 729	2, 259, 732
	2. 清 掃 費	1, 647, 081	3, 015	1, 650, 096
6. 農 林 水 產 業 費		987, 426	15, 212	1, 002, 638
	1. 農 業 費	258, 062	8, 001	266, 063
	2. 畜 產 業 費	95, 403	6, 537	101, 940
	3. 林 業 費	145, 389	681	146, 070
	4. 水 產 業 費	488, 572	△ 7	488, 565
7. 商 工 費		1, 345, 696	21, 742	1, 367, 438
	1. 商 工 費	1, 345, 696	21, 742	1, 367, 438
8. 土 木 費		2, 173, 667	△ 3, 656	2, 170, 011
	1. 土 木 管 理 費	342, 723	△ 17, 025	325, 698
	5. 都 市 計 画 費	285, 333	174	285, 507
	6. 住 宅 費	222, 031	13, 195	235, 226
9. 消 防 費		2, 079, 802	134, 220	2, 214, 022
	1. 消 防 費	2, 079, 802	134, 220	2, 214, 022
10. 教 育 費		4, 725, 424	91, 596	4, 817, 020
	1. 教 育 総 務 費	997, 442	32, 758	1, 030, 200
	2. 小 学 校 費	627, 425	4, 279	631, 704
	3. 中 学 校 費	508, 264	2, 364	510, 628
	4. 社 会 教 育 費	897, 632	31, 500	929, 132
	5. 保 健 体 育 費	1, 694, 661	20, 695	1, 715, 356
歳 出 合 計			42, 016, 695	578, 557
				42, 595, 252



# 一般会計補正予算に関する説明書

総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,993,282	250,000	6,243,282
2. 地方譲与税	277,000	0	277,000
3. 利子割交付金	3,000	0	3,000
4. 配当割交付金	21,000	0	21,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0	20,000
6. 法人事業税交付金	105,000	0	105,000
7. 地方消費税交付金	1,645,000	0	1,645,000
8. 環境性能割交付金	25,000	0	25,000
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,747	0	80,747
10. 地方特例交付金	46,430	0	46,430
11. 地方交付税	12,263,000	0	12,263,000
12. 交通安全対策特別交付金	4,352	0	4,352
13. 分担金及び負担金	107,023	0	107,023
14. 使用料及び手数料	247,124	0	247,124
15. 国庫支出金	8,648,329	99	8,648,428
16. 県支出金	3,767,088	24	3,767,112
17. 財産収入	28,569	0	28,569
18. 寄附金	342,000	0	342,000
19. 繰入金	1,515,442	328,389	1,843,831
20. 諸収入	3,000,481	45	3,000,526
21. 市債	3,564,800	0	3,564,800
22. 繰越金	312,028	0	312,028
歳入合計	42,016,695	578,557	42,595,252

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1. 議会費	234,682	4,582	239,264			4,582
2. 総務費	6,266,992	306,715	6,573,707			306,715
3. 民生費	10,587,622	△ 13,598	10,574,024	123		△ 13,721
4. 衛生費	3,888,084	21,744	3,909,828			21,744
5. 労働費	17,951	0	17,951			
6. 農林水産業費	987,426	15,212	1,002,638			15,212
7. 商工費	1,345,696	21,742	1,367,438		45	21,697
8. 土木費	2,173,667	△ 3,656	2,170,011			△ 3,656
9. 消防費	2,079,802	134,220	2,214,022		150,000	△ 15,780
10. 教育費	4,725,424	91,596	4,817,020			91,596
11. 公債費	4,139,522	0	4,139,522			
12. 諸支出金	5,544,827	0	5,544,827			
13. 予備費	25,000	0	25,000			
歳出合計	42,016,695	578,557	42,595,252	123	150,045	428,389

## 歳入

## 第1款 市税

## 第1項 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 法人	328,240	11,600	339,840	1 現年課税分	11,600	法人市民税 法人税割
計	2,808,052	11,600	2,819,652			

## 第1款 市税

## 第2項 固定資産税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	2,194,564	238,400	2,432,964	1 現年課税分	238,400	固定資産税 土地 家屋 償却資産
計	2,267,474	238,400	2,505,874			

## 第15款 国庫支出金

## 第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	166,254	99	166,353	2 児童福祉費補助金	99	子ども・子育て支援交付金
計	4,131,944	99	4,132,043			

## 第16款 県支出金

## 第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	195,839	24	195,863	3 児童福祉費補助金	24	子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金）
計	2,054,821	24	2,054,845			

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 地域振興基金繰入金	441,921	150,000	591,921	1 地域振興基金繰入金	150,000	地域振興基金繰入金
13 財政調整基金繰入金	121,462	178,389	299,851	1 財政調整基金繰入金	178,389	財政調整基金繰入金
計	1,515,211	328,389	1,843,600			

第20款 諸収入  
第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 商工費受託事業収入	995	45	1,040	1 商工費受託事業収入	45	下北地域消費生活相談体制町村受託事業収入
計	60,649	45	60,694			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
	42,016,695	578,557	42,595,252	

歳出

第1款 議会費  
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	234,682	4,582	239,264				4,582	2 給料	1,655	給与費
								3 職員手当等	1,230	
								4 共済費	1,697	
計	234,682	4,582	239,264				4,582			

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,023,477	219,602	1,243,079				219,602	2 給料	40,761	給与費
								3 職員手当等	104,168	
								4 共済費	74,673	
7 人事管理費	186,622	67,632	254,254				67,632	1 報酬	63,007	給与費
								2 給料	1,551	
								3 職員手当等	2,303	
								8 旅費	771	
計	5,486,147	287,234	5,773,381				287,234			

第2款 総務費

第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	299,577	15,597	315,174				15,597	2 給料	1,161	給与費
								3 職員手当等	12,023	
								4 共済費	2,413	
計	330,896	15,597	346,493				15,597			

第2款 総務費  
第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	270,107	△ 5,453	264,654				△ 5,453	2 紙料	△ 4,253	給与費
								3 職員手当等	△ 141	
								4 共済費	△ 1,059	
計	270,107	△ 5,453	264,654				△ 5,453			

第2款 総務費  
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 選挙管理委員会費	29,800	△ 1,528	28,272				△ 1,528	2 紙料	△ 3,239	給与費
								3 職員手当等	1,713	
								4 共済費	△ 2	
計	85,762	△ 1,528	84,234				△ 1,528			

第2款 総務費  
第5項 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 統計調査総務費	16,124	9,294	25,418				9,294	2 紙料	3,428	給与費
								3 職員手当等	3,625	
								4 共済費	2,241	
計	54,548	9,294	63,842				9,294			

第2款 総務費  
第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 監査委員費	39,532	1,571	41,103				1,571	2 給料	897	給与費
								3 職員手当等	788	
								4 共済費	△ 114	
計	39,532	1,571	41,103				1,571			

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	588,516	△ 30,213	558,303				△ 30,213	2 給料	△ 19,259	給与費
								3 職員手当等	△ 5,092	
								4 共済費	△ 5,862	
9 障害支援区分認定審査会費	21,402	1,623	23,025				1,623	2 給料	361	給与費
								3 職員手当等	1,212	
								4 共済費	50	
計	3,054,839	△ 28,590	3,026,249				△ 28,590			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 老人福祉総務費	233,809	11,461	245,270				11,461	2 給料	5,315	給与費
								3 職員手当等	3,712	
								4 共済費	2,434	
2 老人憩の家管理費	13,040	538	13,578				538	2 給料	417	給与費
								3 職員手当等	121	
計	1,293,675	11,999	1,305,674				11,999			

第3款 民生費  
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	579,539	2,612	582,151	123			2,489	1 報酬	686	給与費
								2 給料	1,468	
								3 職員手当等	803	
								4 共済費	△ 345	
6 キッズパーク管理費	16,385	572	16,957				572	1 報酬	449	給与費
								3 職員手当等	123	
計	3,863,194	3,184	3,866,378	123			3,061			

第3款 民生費  
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	193,014	△ 191	192,823				△ 191	2 給料	△ 1,784	給与費
								3 職員手当等	2,051	
								4 共済費	△ 458	
計	2,375,914	△ 191	2,375,723				△ 191			

第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	869,521	17,657	887,178				17,657	2 紙料	6,101	給与費
								3 職員手当等	6,896	
								4 共済費	4,660	
5 母子衛生費	93,198	793	93,991				793	1 報酬	622	給与費
								3 職員手当等	171	
7 斎場管理費	51,279	279	51,558				279	2 紙料	279	給与費
計	2,241,003	18,729	2,259,732				18,729			

第4款 衛生費  
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 清掃総務費	47,076	3,015	50,091				3,015	2 紙料	604	給与費
								3 職員手当等	1,831	
								4 共済費	580	
計	1,647,081	3,015	1,650,096				3,015			

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	123,102	5,972	129,074				5,972	2 紙料	914	給与費
								3 職員手当等	2,914	
								4 共済費	2,144	
3 農業振興費	36,198	143	36,341				143	1 報酬	112	給与費
								3 職員手当等	31	
6 鳥獣対策費	50,636	1,886	52,522				1,886	1 報酬	1,385	給与費
								2 紙料	211	
								3 職員手当等	290	
計	258,062	8,001	266,063				8,001			

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 畜産総務費	21,477	6,537	28,014				6,537	2 紙料	987	給与費
								3 職員手当等	6,845	
								4 共済費	△ 1,295	
計	95,403	6,537	101,940				6,537			

第6款 農林水産業費  
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	28,319	364	28,683				364	2 給料	128	給与費
								3 職員手当等	219	
								4 共済費	17	
2 林業振興費	54,911	8	54,919				8	2 給料	8	給与費
3 造林費	22,456	309	22,765				309	1 報酬	242	給与費
								3 職員手当等	67	
計	145,389	681	146,070				681			

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 水産総務費	43,555	△ 7	43,548				△ 7	2 給料	△ 485	給与費
								3 職員手当等	820	
								4 共済費	△ 342	
計	488,572	△ 7	488,565				△ 7			

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	141,019	20,423	161,442				20,423	2 給料	4,962	給与費
								3 職員手当等	11,089	
								4 共済費	4,372	
3 観光費	603,441	389	603,830				389	1 報酬	179	給与費
								2 給料	210	
4 消費者行政推進費	7,812	279	8,091			45	234	1 報酬	225	給与費
								3 職員手当等	54	
7 北の防人管理費	42,483	651	43,134				651	2 給料	651	給与費
計	1,345,696	21,742	1,367,438			45	21,697			

第8款 土木費

第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	178,390	△ 3,699	174,691				△ 3,699	2 給料	△ 2,267	給与費
								3 職員手当等	△ 1,493	
								4 共済費	61	
2 建設総務費	164,333	△ 13,326	151,007				△ 13,326	2 給料	△ 8,020	給与費
								3 職員手当等	△ 2,547	
								4 共済費	△ 2,759	
計	342,723	△ 17,025	325,698				△ 17,025			

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 公園管理費	22,427	174	22,601				174	2 給料	126	給与費
								3 職員手当等	48	
計	285,333	174	285,507				174			

第8款 土木費  
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 住宅総務費	47,967	13,195	61,162				13,195	2 給料	5,605	給与費
								3 職員手当等	4,663	
計	222,031	13,195	235,226				13,195	4 共済費	2,927	

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,731,622	134,220	1,865,842			150,000	△ 15,780	18 負担金補助及び交付金	134,220	下北地域広域行政事務組合負担金 消防本部費 むつ消防署費 大畑消防署費 大湊消防署費 川内消防分署費 脇野沢消防分署費
									134,220	
計	2,079,802	134,220	2,214,022			150,000	△ 15,780			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	309,798	25,796	335,594				25,796	1 報酬	639	給与費
								2 給料	12,416	
								3 職員手当等	13,174	
								4 共済費	△ 433	
3 義務教育振興費	186,043	3,360	189,403				3,360	1 報酬	2,658	給与費
								3 職員手当等	702	
4 教育研修センター費	133,062	3,602	136,664				3,602	1 報酬	2,289	給与費
								2 給料	348	
								3 職員手当等	850	
								4 共済費	115	
計	997,442	32,758	1,030,200				32,758			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 小学校管理費	619,842	4,279	624,121				4,279	2 給料	2,691	給与費
								3 職員手当等	1,123	
								4 共済費	465	
計	627,425	4,279	631,704				4,279			

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 中学校管理費	501,707	2,364	504,071				2,364	2 給料	1,826	給与費
								3 職員手当等	538	
計	508,264	2,364	510,628				2,364			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	126,608	△ 1,087	125,521				△ 1,087	1 報酬	375	給与費
								2 給料	△ 3,088	
								3 職員手当等	1,794	
								4 共済費	△ 168	
2 公民館費	110,324	22,307	132,631				22,307	1 報酬	1,351	給与費
								2 給料	10,399	
								3 職員手当等	5,929	
								4 共済費	4,628	
3 図書館費	139,834	10,097	149,931				10,097	1 報酬	3,908	給与費
								2 給料	2,157	
								3 職員手当等	2,800	
								4 共済費	1,010	
								8 旅費	222	
4 文化振興費	69,197	183	69,380				183	2 給料	143	給与費
								3 職員手当等	40	
計	897,632	31,500	929,132				31,500			

第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	113,311	20,695	134,006				20,695	2 紙料 3 職員手当等 4 共済費	5,450 11,118 4,127 給与費	
計	1,694,661	20,695	1,715,356				20,695			

(単位 千円)

歳出合計	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
	42,016,695	578,557	42,595,252	123		150,045	428,389	

## 給与費明細書

### 1. 特別職

区分	職員数	給与費						共済費	合計	備考
		報酬	給料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
補正後	長等	人 4	千円 0	34,188	千円 48	千円 11,966	千円 354	千円 46,556	千円 13,354	千円 59,910
	議員	22	94,680	0	0	32,192	0	126,872	25,140	152,012
	その他特別職	2,131	78,997	0	0	0	0	78,997	0	78,997
	計	2,157	173,677	34,188	48	44,158	354	252,425	38,494	290,919
補正前	長等	4	0	34,188	48	11,624	296	46,156	13,415	59,571
	議員	22	94,680	0	0	32,192	0	126,872	25,140	152,012
	その他特別職	2,131	78,997	0	0	0	0	78,997	0	78,997
	計	2,157	173,677	34,188	48	43,816	296	252,025	38,555	290,580
比較	長等	0	0	0	0	342	58	400	△ 61	339
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	342	58	400	△ 61	339

### 2. 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(648) 459	604,115	1,963,605	1,317,959	3,885,679	997,548	4,883,227	
補正前	(632) 467	525,969	1,892,770	1,119,773	3,538,512	901,727	4,440,239	
比較	(16) △ 8	78,146	70,835	198,186	347,167	95,821	442,988	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	時間外勤務手当	児童手当	管理職員特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	40,664	24,060	1,761	48,504	494,880	391,517	31,325	29,850	224,292	30,970	136	
補正前	40,834	23,629	1,374	40,882	462,108	362,631	32,235	32,450	98,889	24,720	21	
比較	△ 170	431	387	7,622	32,772	28,886	△ 910	△ 2,600	125,403	6,250	115	

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)				
補正後	(16) 443	1,791,373	1,167,001	2,958,374		821,003	3,779,377	
補正前	(14) 451	1,728,833	975,701	2,704,534		746,526	3,451,060	
比較	(△2) △ 8	62,540	191,300	253,840		74,477	328,317	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	時間外勤務手当	児童手当	管理職員特別勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	40,664	20,026	1,665	48,504	413,704	334,344	31,325	29,850	215,813	30,970	136	
補正前	40,834	19,595	1,278	40,882	384,817	308,235	32,235	32,450	90,634	24,720	21	
比較	△ 170	431	387	7,622	28,887	26,109	△ 910	△ 2,600	125,179	6,250	115	

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補正後	(632) 16	604,115	172,232	150,958	927,305	176,545	1,103,850	
補正前	(618) 16	525,969	163,937	144,072	833,978	155,201	989,179	
比較	(17) 0	78,146	8,295	6,886	93,327	21,344	114,671	

職員 手当等 の内訳	区分 (千円)	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
補正後	0	4,034	96	0	81,176	57,173	0	0	8,479	0	0	0
補正前	0	4,034	96	0	77,291	54,396	0	0	8,255	0	0	0
比較	0	0	0	0	3,885	2,777	0	0	224	0	0	0

※ ( ) 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	70,835	給与改定に伴う 増 減 分	77,520	・給与改定 改定率3.23% (行政職) 給与改定実施時期 R7年4月 77,520
		その他の増減分	△ 6,685	・職員の異動状況 人事交流、中途退職、育児休業等 会計年度任用職員以外 △ 6,685 補正後 443人 補正前 451人 比較 △ 8人
職 員 手当等	198,186	制度改正に伴う 増 減 分	36,856	期末手当 17,031 時間外勤務手当 5,732 勤勉手当 14,093
		その他の増減分	161,330	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 170 通勤手当 431 特殊勤務手当 387 管理職手当 7,622 期末手当 11,856 勤勉手当 12,016 児童手当 6,250 住居手当 △ 2,600 時間外勤務手当 119,447 寒冷地手当 △ 910 管理職員特別勤務手当 115 ・会計年度任用職員 期末手当 3,885 勤勉手当 2,777 時間外勤務手当 224

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	一般行政職	医療職（一）	医療職（二）	教育職	技能労務職
令和7年12月1日現在	平均給料月額（円）	313,520	342,460	333,106	395,825
	平均給与月額（円）	376,780	392,439	390,309	501,940
	平均年齢（歳）	39.5	46.5	41.3	47.3
令和7年1月1日現在	平均給料月額（円）	313,741	342,460	328,267	395,800
	平均給与月額（円）	358,886	394,672	358,613	485,067
	平均年齢（歳）	37.9	45.5	40.0	47.0

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	206,700				228,800
大学卒	237,600	244,900	272,200	265,400	

(国の制度)

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	200,300				223,200
大学卒	232,000	239,800	269,100		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 12月1日 現在	7級	19	4.7	5級	3	60.0	5級	6	35.3	3級	1	12.5	5級	3	60.0
	6級	29	7.1	4級			4級	2	11.8	2級	1	12.5	4級	2	40.0
	5級	55	13.5	3級	1	20.0	3級	3	17.6	1級	6	75.0	3級		
	4級	68	16.7	2級	1	20.0	2級	6	35.3				2級		
	3級	103	25.2	1級			1級						1級		
	2級	70	17.2												
	1級	64	15.6												
	計	408	100.0	計	5	100.0	計	17	100.0	計	8	100.0	計	5	100.0
区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 1月1日 現在	7級	19	4.7	5級	3	60.0	5級	6	33.3	3級	1	12.5	5級	3	60.0
	6級	26	6.5	4級			4級	2	11.2	2級	1	12.5	4級	2	40.0
	5級	57	14.1	3級	1	20.0	3級	4	22.2	1級	6	75.0	3級		
	4級	58	14.4	2級	1	20.0	2級	6	33.3				2級		
	3級	110	27.3	1級			1級						1級		
	2級	81	20.1												
	1級	52	12.9												
	計	403	100.0	計	5	100.0	計	18	100.0	計	8	100.0	計	5	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長	次長	課長	主幹	主任主査	主任	主事

## 工 異 給

	区分	職員数(A)(人)	合計	代表的な職種	
				一般行政職	技能労務職
補 正 後	号級数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	46	41	2
		3号給(人)	22	21	
		4号給(人)	368	344	
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		比率(B)/(A)(%)	98.4	99.5	40.0
	職員数(A)(人)	443	408	5	
	昇給に係る職員数(B)(人)	436	406	2	
	比率(B)/(A)(%)				
補 正 前	号級数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	49	43	1
		3号給(人)	21	20	
		4号給(人)	377	350	2
		6号給(人)			
		8号給(人)			
		比率(B)/(A)(%)	99.1	100.0	40.0
	職員数(A)(人)	451	413	5	
	昇給に係る職員数(B)(人)	447	413	2	
	比率(B)/(A)(%)				

## 才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	( 1.200 ) 2.275	( 1.250 ) 2.375	( 2.450 ) 4.650	有	
前 年 度	( 1.175 ) 2.200	( 1.225 ) 2.350	( 2.400 ) 4.550	有	
国 の 制 度	( 1.200 ) 2.300	( 1.250 ) 2.350	( 2.450 ) 4.650	有	

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員の標準的な支給率

## 力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	・定年前早期退職特例措置 ( 2 % ~ 3 0 % 加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	・定年前早期退職特例措置 ( 2 % ~ 4 5 % 加算) ・職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	
給料総額に対する比率(%)	0.1		0.1
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	6.2		6.7
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当	
	多くの職員に支給 されている手当	福祉現業手当、税務手当	

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合



むつ市議会第266回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）



## 目

## 次

議案第 90 号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正 .....	5
	第 2 条による改正 .....	6
議案第 91 号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正 .....	11
	第 2 条による改正 .....	11
議案第 92 号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条による改正 .....	13
	第 2 条による改正 .....	13
議案第 93 号	むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表 .....	15



議案第90号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改	正	案	現	行
(宿日直手当)			(宿日直手当)	
第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700円</u> （執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>7,050円</u> ）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> （執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>6,600円</u> ）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。			
2 (略)	2 (略)		(期末手当)	
(期末手当)			第18条 (略)	
第18条 (略)			第18条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。			
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)			
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の70」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の70」とする。			
4～6 (略)	4～6 (略)			

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第2条による改正

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（第4項において「運賃相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 4輪の自動車を使用する職員以外の職員 自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上である職員にあっては2万1,700円の範囲内でその使用距離に応じて規則で定める額を2,000円に加算した額

イ 4輪の自動車を使用する職員 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては6万4,200円の範囲内でその使用距離に応じて規則で定める額を2,000円に加算した額

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（次項において「運賃相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 4輪の自動車を使用する職員以外の職員 自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上である職員にあっては1万8,900円の範囲内でその使用距離に応じて規則で定める額を2,000円に加算した額

イ 4輪の自動車を使用する職員 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては4万4,000円の範囲内でその使用距離に応じて規則で定める額を2,000円に加算した額

(3) (略)

及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 (略)

(期末手当)

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

7 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時

間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

## 議案第91号参考資料

### むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

#### 第1条による改正

改	正	案	現	行
(通勤手当等の支給)  第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の180</u> 」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。	(通勤手当等の支給)  第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。			

#### 第2条による改正

改	正	案	現	行
(通勤手当等の支給)  第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例	(通勤手当等の支給)  第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。）の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例			

第18条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の180」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

## 議案第92号参考資料

### むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

#### 第1条による改正

改	正	案	現	行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>			<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

#### 第2条による改正

改	正	案	現	行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあって</p>			<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあって</p>	

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

議案第93号参考資料

むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(設置)  第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項、 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）</u> 第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、むつ市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。	(設置)  第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項及び <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）</u> 第72条第1項の規定に基づき、むつ市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。
(定義)  第2条 この条例において使用する用語は、基本法、 <u>支援法及び児童福祉法</u> において使用する用語の例による。	(定義)  第2条 この条例において使用する用語は、 <u>基本法及び支援法</u> において使用する用語の例による。
(所掌事務)  第3条 こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。  (1)・(2) (略)  <u>(3) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項に関すること。</u>  <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、こども施策の実施に関し市長が必要と認める事項</u>	(所掌事務)  第3条 こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。  (1)・(2) (略)  <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の実施に関し市長が必要と認める事項</u>